クリエイター・オブ・ザ・イヤー賞 規約





一般社団法人日本広告業協会 CREATOR OF THE YEAR 賞 規約

(クリエイター・オブ・ザ・イヤー)

平成元年 4月 1日施 行 [平成元年10月 2日 第128回理事会承認] 平成17年11月14日一部改定 [平成17年11月14日 第225回理事会承認] 平成19年 3月14日一部改定 [平成19年 3月14日 第233回理事会承認] 平成21年 7月15日一部改定 [平成21年 7月15日 第247回理事会承認] 平成24年 4月 1日一部改定 [平成24年 3月14日 第263回理事会承認] < 平成24年4月1日 一般社団法人日本広告業協会に改組改称> 平成26年11月14日一部改定 [平成26年11月14日 第281回理事会承認]

第1章 総則

(規定事項)

第 1 条 一般社団法人日本広告業協会(以下「本協会」という)は、CREATOR OF THE YEAR と称する賞の規約(以下「規約」という)を定めるものとする。

(目的)

第2条 CREATOR OF THE YEAR 賞(以下「本賞」という)は、本協会会員社のクリエイティブのレベルと指針を示す事によって、広告会社のクリエイティブの重要性を主張し、日本の広告クリエイティブの向上に寄与することを目的とする。

(表彰対象)

- 第3条 本協会は、会員各社の所属社員を対象として、過去1年間の広告コミュニケーションに関して毎年1回定期的に審査し、最も優れたクリエイティブワークを行った個人を表彰する。
 - 2. 審査の対象は会員各社の推薦候補者とする。

(賞の種類及び人数)

第4条 CREATOR OF THE YEAR 賞の種類及び受賞者数は、次記の通りとする。

CREATOR OF THE YEAR 1名

CREATOR OF THE YEAR MEDALIST 10 名前後

2. MEDALIST 内から、CREATOR OF THE YEAR に準ずるものを審査委員特別賞として、若干 名選出することもある。

(表彰)

- 第5条 受賞者には、賞状と賞牌を贈ってこれを表彰する。
 - 2. 表彰式は、定時総会にて行うものとする。

第2章 候補者の推薦

(候補者)

第6条 会員各社が、審査を受けるため推薦することの出来る候補者は、会員各社の所属社員に限る。

(候補者人数の制限)

第7条 会員各社が、審査を受けるために推薦することの出来る候補者の人数は、1社2名 以内とする。

(候補者推薦受付期間)

第8条 候補者推薦受付期間は、毎年12月1日から翌年1月末までとする。

(推薦者資格)

第9条 候補者推薦者資格は、会員各社の代表者とする。

第3章 審查

(審查対象)

- 第10条 審査対象は、会員各社の推薦する候補者とする。
 - 2. 審査は、推薦候補者の過去1年間に行った広告コミュニケーションのクリエイティブワークを対象とする。
- 第11条 本協会の言うクリエイティブワークとは、コンセプトメーク・プランニング・制作等 を言う。
 - 2. 審査する個人のクリエイティブワークは、当該年1月1日以降、12月末日までの1年以内の発表のものに限る。
 - 3. ただし、シリーズのクリエイティブワークは、前年にまたがるものも審査対象とする。
 - 4. 第1項に該当するクリエイティブワークで、すでに他の広告賞を受賞したものであっても審査の対象とする。

(審査基準)

- 第12条 本賞の審査の目安は、以下の8つの要素を重要視し、本賞にふさわしい個人を選定 する。
 - ・創造性 ・文化性 ・時代性 ・話題性
 - · 貢献性 · 先見性 · 公共性 · 国際性

(受賞対象者の調整)

第13条 審査の結果、受賞対象者が当該年度にいないと判断された場合は、該当者なしとして処理することができるものとする。

(審査員)

第14条 審査員は、本協会クリエイティブ委員会委員で構成する。

(審査会)

- 第15条 審査会は、全審査員の4分の3以上の出席で成立する。
 - 2. 審査会は、2月~3月に開催する。
- 第16条 選考の方法については、別記審査要領に従う。

第4章 運営

(運営)

- 第17条 本賞運営の円滑化を図るため、CREATOR OF THE YEAR 賞実行小委員会を設置する。
 - 2. 実行小委員会は、クリエイティブ委員会委員長の指名によりクリエイティブ委員の中から委員長を選出し、構成する。
 - 3. 実行小委員会は、推薦・表彰関係に係わるすべての運営業務を行う。

附則

- 第 18 条 この規約の実施にあたり、特に定めのない事項については、本賞の主旨に基づき、 クリエイティブ委員会で討議し、理事会の議決によるものとする。
- 第19条 この規約を変更するときまたは、廃止する時は、理事会の議決を経なければならない。